重要事項説明書

１．事業所が提供するサービスについての相談窓口
　電話　　０８８－６７７－３８８６　（営業日の午前９時～午後５時まで）
　担当　　管理者・生活相談員

２．TAOKA デイフィットネスセンター 川内（名称）の概要
（１）事業所及びご利用の事業所

事業所の名称	TAOKA デイフィットネスセンター 川内
事業所の所在地	徳島市川内町榎瀬７４４－１
法人種別	医療法人
指定年月日	平成２５年５月１日
指定事業所番号	３６７０１０３７６５
管理者名	酒井　宏昌(さかい　ひろまさ)

（２）提供できるサービスの種類と地域

サービスの種類	通所介護および介護予防・日常生活支援総合事業において実施される介護予防通所介護相当のサービス
対象地域	徳島市・鳴門市・北島町・藍住町・松茂町

（３）事業所の職員体制

	常勤専任	常勤兼務	非常勤	業務内容
管理者	１名	名	名	従業者の管理・業務の管理を行う
生活相談員	１名	２名	名	センター利用申し込みにかかる調整、通所介護等計画書の作成を行うとともに利用者の日常生活上の相談援助を行う。
看護職員	名	名	３名	利用者の健康管理及び看護業務を行う。
機能訓練指導員	２名	２名	２名	心身機能の維持・向上のための訓練、指導・助言を行うとともに、他の職員に対し技術指導等を行う
介護職員	４名	４名	１名	日常の介護業務等を行う

（４）事業所の設備の概要

定員	６０名（午前３０名・午後３０名）
機能訓練室	２１４㎡
静養室	１室　　１床
相談室	１室
送迎車	７台

（５）営業日及び営業時間
　営業日　　月曜日～土曜日（ただし１月１日、１月２日を除く）
　営業時間　　８時３０分～１７時１５分
　サービス提供時間　①９：００～１２：０５　　②１３：３０～１６：３５

３．サービス内容

① 健康状態のチェック	看護職員が健康チェック・保健衛生上の指導や看護を行います。
② 個別機能訓練	理学療法士・作業療法士が生活機能を向上するために必要な訓練及び日常生活に必要な基本的動作を獲得するための訓練を実施致します。
③ 集団運動療法等	機能訓練指導員に指示を受けた介護職員が集団で活動を実施致します。
④ 送迎サービス	専用車で送迎致します。但し、台風・積雪等に於いて道路の通行規制で送迎が困難な場合は、中止することがあります。※原則、自宅玄関⇔事業所
⑤ お茶等の提供	お茶などをご用意致します。
⑥ 生活相談	日常生活の向上を図るため適切な相談、助言等を行います。

４．料金
　当事業所では、基本的にはサービス提供時間を①９時から１２時０５分②１３時３０分から１６時３５分で実施しております。

要介護　（負担割合１割の自己負担額）

	月１回利用	月4回利用	月8回利用
要介護　1	684円	2,208円	4,241円
要介護　2	742円	2,440円	4,705円
要介護　3	803円	2,685円	5,196円
要介護　4	862円	2,922円	5,669円
要介護　5	922円	3,163円	6,150円

＜上記利用料金内訳＞
① 通所介護利用料（通常規模型通所介護費）　１日につき　370 円～588 円　＊要介護度で異なる
② 個別機能訓練加算Ⅰ（ロ）　76 円/日
③ サービス提供体制強化加算Ⅱ　18 円/日
④ 個別機能訓練加算Ⅱ　20 円/月
⑤ 生活機能向上連携加算Ⅱ　100 円/月
⑥ 科学的介護推進加算　40 円/月
⑦ 介護職員処遇改善加算Ⅲ　{総単位(①+②+③)+④+⑤+⑥}×0.099
⑧ 地域区分（徳島市７級地）　報酬合計×1.014　　※送迎を行わない場合　-47 円/片道

要支援　（負担割合１割の自己負担額）

【徳島市、藍住町、北島町、松茂町】
要支援１：436 円/回　　上限料金：2,279 円/月（徳島市のみ 2,311 円/月）
要支援２：447 円/回　　上限料金：4,325 円/月（徳島市のみ 4,386 円/月）
【北島町緩和型】
要支援１：392 円/回　（上限料金：2,084 円/月）　　要支援２：402 円/回　（上限料金：3,934 円/月）

◆各市町村共通加算◆
サービス提供体制強化加算Ⅱ　要支援１：72 円/月　　要支援２：144 円/月
生活機能向上連携加算Ⅱ　:200 円/月
科学的介護推進加算　:40 円/月
介護職員処遇改善加算Ⅲ　:報酬合計×0.099
◆地域区分(徳島市７級地)　:報酬合計×1.014　　※送迎を行わない場合　-47 円/片道

※要介護度に関わらず、栄養評価をさせて頂く場合は、料金の加算あり
栄養アセスメント加算　50 円/月　　口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱ　５円/6ヶ月

（1）キャンセル料
利用者のご都合でサービスを中止する場合、ご利用日の前日までにサービス利用中止のご連絡を頂ければ、キャンセル料はかかりません。
（2）支払方法
当月の料金の合計額の請求書に明細を付して、翌月２０日頃に利用者に郵送します。お支払い方法は、①利用者指定口座からの口座振替、②現金払い、③事業所指定口座への振込 になります。お支払いいただきますと、領収証を発行します。

5．サービスの利用方法
（1）サービスの利用開始
お電話等でお申し込み下さい。サービス提供の依頼を受けた後、契約を結び、利用者に応じた通所介護計画等を作成して、サービスの提供を開始します。
（2）サービスの終了
① 利用者のご都合でサービスを終了する場合
サービスの終了を希望する場合は、事前にお申し出下さい。
② 当事業所の都合でサービスを終了する場合
人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合は、終了の１ヶ月前までに文書で通知いたします。
③ 自動終了
以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。
・利用者が介護保険施設に入所した場合
・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
・利用者がお亡くなりになった場合
④ その他
・当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やそのご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または、当事業所が破産した場合、ご利用者は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。
・利用者が、サービス利用料金の支払を 3 ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず１５日以内に支払わない場合、利用者やご家族が当事業所やその従業者に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座に契約を終了させていただく場合がございます。

6．当事業所のデイサービスの特徴等
（1）運営の方針
・サービスの提供にあたっては、利用者の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じて、自立した日常生活を営む事ができるよう努めると共に利用者様の社会的孤立感の解消及び、心身の機能の維持並びにそのご家族の身体的・精神的な負担の軽減に努めます。
・事業の実施にあたっては、関係市町村、指定居宅介護支援事業所及び地域の保険・医療・福祉サービスと密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
（2）サービス利用にあたっての留意事項
・サービス提供の開始 事業所に到着した時刻より、サービスの提供を開始します。
・サービス提供の終了 3時間以上のサービス提供が終了した後、帰りの準備を行っていただきます。
※送迎の手配、混雑状況によりサービス提供時間が前後する場合があります。
・送迎時間の連絡　渋滞等で遅れる場合はご連絡いたします。
・設備、器具の利用　従業者の指示または設備機器のマニュアルに従い、ご使用していただきます。
・その他　事業所の規則を守り、他の利用者様の迷惑となるような行為は慎むようお願いいたします。

7．緊急時の対応方法
サービスの提供中に容態の変化等があった場合、事前の打ち合わせにより、病院・救急隊・ご家族・居宅介護支援事業者等へ連絡いたします。

8．事故発生時の対応
サービス提供中に事故が発生した場合は、迅速にご家族、市町村の窓口に連絡を行うと共に必要な処置を講じます。

9．非常災害対策
震災等非常災害に備えるため、消防法等に基づいた消防計画を定め、避難訓練をはじめとした訓練を定期的に行います。

10．苦情申立先
① TAOKA デイフィットネスセンター 川内　担当　管理者・生活相談員
電話　０８８－６７７－３８８６（月～土 午前９時～午後５時）
② 徳島市　徳島市役所 高齢介護課
電話　０８８－６２１－５５８０（平日 午前８時３０分～午後５時）
③ 鳴門市　鳴門市役所 長寿介護課
電話　０８８－６８４－１１７５（平日 午前８時３０分～午後５時）
④ 藍住町　藍住町役場 健康推進課
電話　０８８－６３７－３１１５（平日 午前８時３０分～午後５時）
⑤ 北島町　北島町役場 健康保険課
電話　０８８－６９８－９８０５（平日 午前８時３０分～午後５時）
⑥ 松茂町　松茂町役場 長寿社会課
電話　０８８－６９９－２１９０（平日 午前８時３０分～午後５時）
⑦ 徳島県国民健康保険団体連合会 介護保険課
住所　徳島市川内町平石若松７８－１
電話　０８８－６６５－７２０５（平日 午前９時～午後５時）
⑧ 徳島県運営適正化委員会
住所　徳島市中昭和町１－２
電話　０８８－６１１－９９８８（平日 午前９時～午後５時）

11．その他重要事項
カスタマーハラスメントに関する当事業所の考え方
当事業所では、すべての利用者様に安心して介護サービスをご利用いただくとともに、職員が安全で働きやすい環境を確保することを大切にしています。
そのため、利用者様又はご家族等からの言動のうち、社会通念上相当な範囲を超え、職員の就業環境を害するおそれのある行為については、カスタマーハラスメントに該当する場合があります。
具体的には、次のような行為が該当することがあります。
・大声での叱責や威圧的な言動
・人格を否定する発言や差別的な言動
・業務の範囲を超えた過度な要求
・長時間にわたる執拗な要望やクレーム
これらの行為が認められた場合には、複数名での対応や、サービス提供方法の見直しについて、ご相談させていただくことがあります。
なお、介護サービスに関する正当なご意見・ご要望・苦情につきましては、これまでどおり誠意をもって対応いたしますので、遠慮なくお申し出ください。